

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレートガバナンスを「企業を構成する様々な主体(ステークホルダー)間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現する為の枠組み」と考えております。そのため、取締役会をはじめとする各経営組織における意思決定および業務の執行については、法の定める趣旨、株主、従業員およびその他のステークホルダーとの関係に配慮し、常に最良の経営成果をあげられるよう不断の努力を重ねております。当社は、取締役会および監査役会により、業務執行の監督および監査を行っております。重要事項の決定、取締役の業務執行の監督を行うために原則として毎月1回定例取締役会を開催し、また社外監査役2名と社内監査役2名で構成される定例監査役会を原則として毎月1回開催しますとともに、会計監査人、監査役、代表取締役社長直属の内部監査室が相互に連携して監査に当たる所謂三様監査体制をとっております。更にグループ会社社長も構成メンバーとするコンプライアンス委員会、安全環境委員会、品質・システム委員会からなる三委員会体制に基づき、当社グループ全体のリスク管理の徹底を図っております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新** 10%以上20%未満

#### 【大株主の状況】 **更新**

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
東京海上日動火災保険株式会社	6,264,275	5.87
川崎汽船株式会社	5,940,464	5.56
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン スペシャル アカウント ナンバー ワン	4,521,000	4.23
株式会社みずほコーポレート銀行	4,296,000	4.02
三井物産株式会社	4,200,000	3.93
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,895,700	3.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(CMTB信託口)	3,622,000	3.39
飯野海運取引先持株会	3,102,650	2.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,527,400	2.36
日本生命保険相互会社	2,507,000	2.35

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 <b>更新</b>	東京 第一部、大阪 第一部、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	海運業
(連結)従業員数	500人以上1000人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 現状の体制を採用している理由

当社は、会社経営者(代表取締役、業務執行取締役)による専門性の高い業務執行により企業として最大の経営課題である中長期的な企業価値の極大化を目指すとともに、会社経営者は取締役会、監査役(会)の監督下にあつて広大な執行権限を正当に行使する体制を取る必要があると考えております。取締役は、取締役会で重要事項の審議を行うとともに会社経営者としてその業務執行活動を毎月報告しております。当社監査役会は、社外監査役2名と社内監査役2名で構成され、毎月定例会を開催しております。監査役会では、常勤監査役から社外監査役に当該月に執行された業務について報告がなされ、また、監査役会の要請により個別に業務執行取締役が監査役会に出席して担当業務の執行状況を説明しております。監査役会は毎月1回定例会が開催され、その他、年4回決算期前に開催されます。さらに、必要があれば臨時監査役会が適宜開催されております。このように常勤監査役のみならず社外監査役も、当社業務について十分に理解を深めたうえで取締役会の審議に加わっております。従いまして、経営の監視機能の面では十分に体制が整っていると考えておりますので、現段階では社外取締役を選任する必要はないと考えております。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

当社は会計士監査、監査役監査および内部監査室の相互の連携の基にグループ全体の内部統制強化に努めております。監査役は当社グループの監査を適正に実施するため、会計監査人の独立性を監視しつつ会計監査人からグループ各社の会計監査の内容について説明を受けるとともに、会計監査人と情報交換を行うなど緊密に連携し、各々の監査の精度を高める体制をとっております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

当社はコーポレートガバナンス並びに内部統制強化を目的として2005年10月1日に内部監査室を新設いたしました。常勤監査役と内部監査室は毎月1回定期的にミーティングを開催しており、情報交換を行うことで各々の監査の品質向上を目指しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
鈴木 進一	公認会計士									○
石井 信彦	他の会社の出身者				○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

## 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
鈴木 進一	――	会計および税務に関する知識が豊富であり、また監査役としての高い見識を有していると判断したため
石井 信彦	――	企業経営等の豊富な経験と幅広い知識を有し、また監査役としての高い見識を有していると判断したため

## その他社外監査役の主な活動に関する事項

社外監査役はそれぞれ年間16回以上行われる監査役会と取締役会に出席し、監査役会では常勤監査役から当社の業務執行について報告を受け、取締役会では重要事項の審議を行い、代表取締役および業務執行取締役から業務執行について報告を受けております。その出席率はほぼ100%であります。また、当社の主たる業務である海運業と不動産業に係わる船舶や建物、関係会社が業務のために使用する施設を適宜視察しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

## 該当項目に関する補足説明

取締役の報酬を企業業績に連動させることは経営者としてのアカウンタビリティを確保し株主との利益相反を防止するための重要な方策の一つと判断しております。取締役の任期毎の責務を明確にするために、平成18(2006)年6月29日開催の第115期定時株主総会において退職慰労金制度を廃止いたしました。またその他の報酬に関しましても、法人税法の動向等を踏まえながら会社業績を反映した制度と、その際当社の主力事業である海運業と不動産業においては安全の確保が事業の発展基盤であり、中長期的な視点から安定的な経営を実施することが不可欠であることを考慮して、慎重に制度設計することが重要と判断しております。

## ストックオプションの付与対象者

## 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	全取締役の総額を開示

## 該当項目に関する補足説明

平成21(2009)年3月期の役員報酬は定款又は株主総会決議に基づき、支給人員10名に対し380百万円を支給しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役の職務を補助すべき使用人として監査役付を設置し、総務チームリーダーを兼任として配置しております。また、経営執行協議会、取締役会の資料等の事前配布については主として、企画グループのスタッフがサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

業務執行は、取締役および常勤監査役により構成される経営執行協議会を毎週開催し、取締役会に付議または報告される事項の審議、代表取締役や業務執行取締役の業務執行に関する重要事項の審議、経営に関する意見交換および情報交換を行っております。

監査・監督については、会計監査人、監査役、内部監査室が相互に連携する三様監査体制を構築しております。

会計監査人としてあずさ監査法人を選任しております。

監査役は、社内監査役2名と社外監査役2名が就任しております。監査役付として総務チームリーダーが兼任で事務局を担当しております。

内部監査室は、代表取締役社長の直属の組織で、室長を監査責任者として、他に監査担当者1名を配置しております。内部監査室は監査計画に従って定期的に当社およびグループ会社の監査を行い、必要があれば臨時監査を行います。内部監査室長は定期的に代表取締役社長に監査報告書を提出しております。また、常勤監査役と毎月1回定期的にミーティングを行っております。

取締役の指名、報酬決定については、取締役会で審議の上決定しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成21(2009)年6月25日に開催された第118期定時株主総会の招集通知は、6月8日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第118期定時株主総会は、いわゆる集中日を避け平成21(2009)年6月25日に開催いたしました。
その他	国内外の機関投資家を対象としたインターネット(招集通知閲覧サイト)および当社ホームページに株主総会招集通知を掲載しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリストおよび機関投資家向けの個別説明会を実施しております。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、米国および欧州において海外機関投資家向けの個別説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報( <a href="http://www.iino.co.jp/kaiun/ir">http://www.iino.co.jp/kaiun/ir</a> )に業績ハイライト、決算短信、経営報告書、株主通信、有価証券報告書等のIR資料を掲載しております。	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	総務グループに広報・IR室を設置し、広報・IR室長がIR事務連絡責任者であります。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>「行動憲章」において次のように規定しております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会への貢献と企業価値の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・海運業、不動産業並びにグループの事業目的を遂行するにあたり、公正、透明、自由な競争のもとで、質の高いサービスを適正な価格で安定的に供給することを通じ、社会に貢献する。</li> </ul> </li> <li>2. 顧客尊重 <ul style="list-style-type: none"> <li>・この憲章で顧客とは代金を受け取る相手および代金を払う相手等広義の取引先をいう。</li> <li>・顧客を、代金を受け取る立場あるいは支払う立場あるいは会社やその企業規模等で分け隔てることなく、どの顧客とも常に対等の立場にたち誠心誠意かつ親切丁寧に対応しなければならない。また顧客のニーズに迅速、的確に対応し、顧客満足度の向上に努める。</li> <li>・顧客との永い信頼関係は当社の繁栄をもたらす宝であり、各役職員は対応の都度自分が会社を代表して信頼関係を築いているという意識をもって行動しなければならない。</li> </ul> </li> <li>3. 情報開示とコミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> <li>・株主、顧客、従業員、地域、市民団体等全てのステークホルダーの利益に配慮し、理解を得るため、十分なコミュニケーションを行うよう努めるものとする。</li> <li>・当社に不利な情報も含め企業情報を適切かつ遅滞なく開示するものとする。</li> </ul> </li> </ol>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>2004年より「安全・環境報告書」を発行しておりますが、2009年より幅広いステークホルダーに当社の全体像を総合的に理解いただくため、従来の「アニュアルレポート」と「安全・環境報告書」を統合し、「経営報告書」として発行しております。</p> <p>2004年3月に、「海上運送業」を対象としたISO9001(品質マネジメントシステム)およびISO14001(環境マネジメントシステム)の認証を取得し、さらに、2005年5月にはその適用範囲を「ビル賃貸業」にも拡大した認証を取得しております。また、2004年10月に、当社グループの船舶管理会社であるイイノマリンスーパース(株)が、国際的な船舶の品質管理を推進しているオランダのグリーンアワード財団からグリーンアワード認証を受けております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	対外開示とほぼ同時にホームページに掲載、さらに速やかにその英語版も掲載しております。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の業務の適正を確保する体制(内部統制システム)に関する基本方針は以下の通りです。

### 1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の執行に係る株主総会議事録、取締役会議事録及びその他の重要な会議の議事録並びに稟議書の重要な文書及びこれらを記録した情報媒体について、「文書保存規程」、「文書管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティ基本規程」等の社内規定に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。

### 2. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社グループの業務執行において、船舶・建物における重大な事故・事件等によるリスクについては、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」(委員長:代表取締役社長。原則毎月1回開催)により、当社グループの安全、環境に関する政策立案とその推進を行うと共に、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。

また、システム及び事務に関するリスクについては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」(委員長:企画グループ担当取締役。原則3ヶ月に1回開催)により、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案とその推進を行うと共に、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。

更に不測の事故、特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・事件が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規程」、「災害対策基本規程」に基づき代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、危機管理に当たります。

### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるために、取締役及び常勤監査役により構成される経営執行協議会を毎週開催し、取締役会に付議または報告を要する事項の審議、代表取締役の業務執行に関する重要事項の審議、経営に関する意見交換及び情報交換を行っております。また、重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行うために毎月1回定例取締役会を開催しております。

### 4. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人の職務の執行に関するコンプライアンス(法令等の順守)については、「行動憲章」と「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会規程」に基づき設置された「コンプライアンス委員会」(委員長:チーフコンプライアンスオフィサーである当社ステークホルダーリレーションズマネジメント・調査グループ担当取締役。原則年2回開催)により、コンプライアンスに関する政策立案とその推進を図っております。

また、「コンプライアンス規程」に基づき、チーフコンプライアンスオフィサーは、コンプライアンスに関し、内部監査室及び監査役と連携して、コンプライアンスに関する業務を指揮し、役員等は、法令違反等に関する報告義務及び内部警報連絡義務を負っております。

### 5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社並びにグループ各社全てに適用される「行動憲章」を基礎に、グループ各社社長も構成メンバーとする当社グループの横断的組織である「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」、「品質システム委員会」からなる三委員会体制に基づき、当社グループ全体のリスクマネジメントの徹底を図っております。また、当社代表取締役社長直属の内部監査室が、「内部監査規程」に基づき、当社グループ全体の業務執行の適正性を確保を担いとして、当社監査役及び会計監査人と連携して、グループを構成する全社を対象に業務監査を行っております。

### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合の当該使用人に関する事項

監査役を補助すべき使用人として監査役付を設置し、総務チームリーダーを兼任として配置しております。

### 7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役付の任命、解任、人事異動等については常勤監査役の事前の同意を必要としております。

### 8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人の監査役に報告するための体制は以下の通りであります。

- (1) 監査役は、原則として毎月1回開催される取締役会に出席し、代表取締役及び業務執行取締役から業務執行に関する報告を受けております。
- (2) 常勤監査役は、原則として毎週開催される経営執行協議会に出席し、代表取締役、業務執行取締役及び使用人から業務報告を受けております。
- (3) 常勤監査役は、経営執行協議会において受けた業務執行の内容を監査役会においてその他の監査役に報告する体制をとっております。

### 9. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、上記のほか、業務執行の状況を把握するため、「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」及び「品質・システム委員会」などの重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとっております。

また、監査役は必要に応じ、随時、取締役及び使用人に対し、業務執行に関する報告を求めることができます。

更に監査役は、当社グループの監査を適正に実施するために、会計監査人に対し、グループ各社の会計監査の内容について説明を求めることができますと共に、会計監査人及び内部監査室と逐次、情報交換を行うなど緊密に連携する体制をとっております。

### 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社グループは「行動憲章」において「社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは一切かかわりを持たないものとする」と定めて、グループ役員への周知徹底を図っております。また、社会の秩序や安全を脅かすような団体・個人がかかわりを持ちかけたり、金銭などの要求をしてきた場合には、会社として組織的な対応と外部の専門的機関との緊密な連携により、断固としてこれを排除します。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

当社は、平成19(2007)年6月28日開催の第116期定時株主総会において、事前警告型の買収防衛策を議案として諮り、出席株主の過半数の賛同を得て、承認可決されました。

買収防衛策の内容につきましては、当社ホームページのIR情報に掲載されております2007年5月10日付「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)について」([http://www.iino.co.jp/kaiun/ir/pdf/release/topics66\\_2.pdf](http://www.iino.co.jp/kaiun/ir/pdf/release/topics66_2.pdf))をご参照ください。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### (1) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役を選任する株主総会には、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および取締役の選任は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

#### (2) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

##### 1. 自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、市場取引等により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

##### 2. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益配分を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または実質質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)をすることができる旨を定款に定めております。

